解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

鹿児島県鹿児島市中央町九番一号
鹿児島県トラック事業厚生年金基金
代表清算人　鳥部　敏雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年八月十日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

仙台市若林区二軒茶屋一七―二七
神習教神祐支教会
清算人　嵐　千恵

解散公告（第三回）

当基金は平成二十七年九月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一四番八号
全国楽器厚生年金基金
代表清算人　栗原　豊

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区日本橋小伝馬町一六番五号
全国珍味厚生年金基金
代表清算人　小中　庸禎

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号
全国マーガリン製造厚生年金基金
代表清算人　大塚　直

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

長野県長野市西和田一丁目三五番二号
長野県自動車整備厚生年金基金
代表清算人　古厩　芳朗

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十七年八月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

高知県長岡郡大豊町岩原一一七二番地の二
緑栄三和会
清算人　下村　芳章

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月八日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十六日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一二番一号
日之出福岡ビル　株式会社ラプロス内
藤崎住宅マンション建替組合
代表清算人　氷室　一寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県大沼郡会津高田町大字勝原字竹原三九〇番地、最後の住所青森県弘前市大字駅前二丁目一八番地一二
被相続人　亡　上野　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

青森県弘前市大字元大工町一六番地
相続財産管理人　弁護士　葛西　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内九四番地、最後の住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路五四番地二
被相続人　亡　勝田　士郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

秋田県大館市字三ノ丸一〇三番地九
相続財産管理人　弁護士　緑川　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県尾花沢市上町一丁目二六三五番地、最後の住所横浜市緑区中山町三〇八番地
一二　エクセリア中山四〇五
被相続人　亡　小関　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

山形市七日町一丁目四番一八号　トラッドセブン３Ｅ　浜田敏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市藤岡字東柳田七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号
相続財産管理人　加藤　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市家中新町一四番地、最後の住所山形県鶴岡市上畑町五番六五号
被相続人　亡　工藤　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―Ａ
相続財産管理人　弁護士　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市東台一丁目一二番地の九、最後の住所茨城県水戸市東台一丁目一二番一九号
被相続人　亡　荘司　百代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

第49期決算公告

平成27年10月16日

茨城県水戸市千波町1935番地の1
株式会社エディファミリー
代表取締役　荻原　武

貸借対照表の要旨（平成27年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,646,486
	固定資産	8,318,121
	繰延資産	315
	合計	11,964,922
負債及び純資産の部	流動負債	10,024,888
	固定負債	1,321,110
	株主資本	618,924
	資本金	30,000
	利益剰余金	588,924
	利益準備金	88,300
	その他利益剰余金	500,624
	（うち当期純利益）	(3,083)
	合計	11,964,922